単体ディスク	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－29.3）
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が４枚以上のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－29.5）
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－28.6）
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－29.4）
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が４枚以上のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－29.8）
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－27.2）
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が２枚以上のもの	E＝Exp（2.98×ln(N)－28.8）
サブシステム		E＝Exp（2.00×ln(N)－19.7）

備考）１　基準エネルギー消費効率算定式中のＮは、磁気ディスクの回転数（rpm）を表す。
２　lnは底をｅとする対数を表す。
３　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第51号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－７　ディスプレイ

⑴　品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。
２　判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同ＪＩＳの付属書Ｂの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
４　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
５　ディスプレイについては、平成22年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年２月13日変更閣議決定）のディスプレイに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表　ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード消費電力（W）	スリープモード消費電力（W）	オフモード消費電力（W）
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1ＭＰ以下	≦６×ＭＰ＋0.05×Ａ＋３	≦２	≦１
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1ＭＰ超	≦９×ＭＰ＋0.05×Ａ＋３		
対角線画面サイズ30インチ以上60インチ以下	≦0.27×Ａ＋８		

備考）１　「ＭＰ」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「Ａ」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。
２　「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第２位を四捨五入したものとする。
３　「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること）をいう。
４　「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。
５　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表２－２」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。